

香川県報



号外9

平成18年

3月28日(火曜日)

公安委員会規則

香川県個人情報保護条例施行規則をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

香川県公安委員会委員長 神原博

目次

（印は、県法規集掲載事項） ページ

公安委員会規則

●香川県個人情報保護条例施行規則

●香川県警察署協議会規則の一部を改正する規則

●香川県公安委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の一部を改正する規則

●香川県警察本部及び警察署の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則

●香川県公安委員会文書規則の一部を改正する規則

●香川県警察職員互助会設置規則の一部を改正する規則

公安委員会告示

○平成十二年香川県公安委員会告示第二十三号（香川県公安委員会の公印）の一部改正

○指定車両移動保管機関の事務の休止

警察本部告示

●香川県個人情報保護条例施行規則

●香川県警察職員の職の設置に関する規程の一部を改正する規程

●香川県警察文書公印規程の一部を改正する規程

●香川県警察公有財産管理規程の一部を改正する規程

●自動車の保管場所の確保等に関する法律実施規程の一部を改正する規程

○口頭により開示請求できる個人情報

○香川県個人情報保護条例第四条第二項に規定する実施機関が定める法人

○平成十二年香川県警察本部告示第二十三号（香川県警察の公印）の一部改正

香川県公安委員会規則第五号

香川県個人情報保護条例施行規則

（趣旨）

第一条 この規則は、香川県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が保有する保有個人情報に係る香川県個人情報保護条例（平成十六年香川県条例第五十七号。以下「条例」という。）の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

（書面の提出）

第二条 条例の規定による公安委員会への書面の提出は、香川県警察本部に行うものとする。

（個人情報取扱事務登録簿）

第三条 条例第十三条第一項の個人情報取扱事務登録簿は、別記様式第一号によるものとする。

（保有個人情報開示請求書）

第四条 条例第十五条第一項に規定する開示請求書は、別記様式第二号の保有個人情報開示請求書によるものとする。

（本人等の証明に必要な書類）

第五条 条例第十五条第二項（条例第二十五条第四項、第二十七条第一項、第二十九条第三項及び第三十七条第二項において準用する場合を含む。）の実施機関が定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

一 開示請求をしようとする者が本人である場合 運転免許証、旅券その他これらに類する書類で公安委員会が適当と認めるもの

二 開示請求をしようとする者が法定代理人である場合 当該法定代理人に係る前号に定める書類及び戸籍謄本その他法定代理人の資格を証明する書類で公安委員会が適当と認めるもの

三 開示請求をしようとする者が遺族である場合 当該遺族に係る第一号に定める書類及び戸籍謄本その他遺族であることを証明する書類で公安委員会が適当と認めるもの(不開示情報)

第六条 条例第十六条第十号の実施機関が定める警察職員の氏名は、警部補以下の階級にある警察官及びこれに相当する職にある警察官以外の警察職員の氏名とする。

(保有個人情報開示決定通知書等)

第七条 条例第二十条第一項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める書面により行うものとする。

一 保有個人情報の全部を開示する旨の決定 別記様式第三号の保有個人情報開示決定通知書

二 保有個人情報の一部を開示する旨の決定 別記様式第四号の保有個人情報一部開示決定通知書

2 条例第二十条第二項の規定による通知は、別記様式第五号の保有個人情報不開示決定通知書により行うものとする。

(保有個人情報開示決定等期間延長通知書)

第八条 条例第二十一条第二項の規定による通知は、別記様式第六号の保有個人情報開示決定等期間延長通知書により行うものとする。

(保有個人情報開示決定等期間特例延長通知書)

第九条 条例第二十二条の規定による通知は、別記様式第七号の保有個人情報開示決定等期間特例延長通知書により行うものとする。

(保有個人情報開示請求事案移送通知書)

第十条 条例第二十三条第一項の規定による通知は、別記様式第八号の保有個人情報開示請求事案移送通知書により行うものとする。

(保有個人情報の開示に係る意見照(会書等))

第十一条 条例第二十四条第一項の規定による通知は、別記様式第九号の保有個人情報の開示に係る意見照(会書)により行うものとする。

2 条例第二十四条第二項の規定による通知は、別記様式第十号の保有個人情報の開示に係る意見照(会書)により行うものとする。

3 条例第二十四条第一項及び第二項の意見書は、別記様式第十一号の保有個人情報の開

示に係る意見書によるものとする。

4 条例第二十四条第三項(条例第四十三条において準用する場合を含む。)の規定による通知は、別記様式第十二号の保有個人情報開示通知書により行うものとする。

(開示の実施等)

第十二条 第七条第一項の通知を受けた者は、公安委員会が指定する日時及び場所において、当該通知に係る保有個人情報の開示を受けなければならない。

2 公安委員会は、保有個人情報の開示を閲覧又は視聴の方法により受ける者が、当該保有個人情報の記録されている行政文書を改ざんし、汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、当該保有個人情報の閲覧又は視聴を停止させ、又は中止することができる。

3 条例第二十五条第二項の規定により写しの交付を行うときの交付部数は、一件の開示請求につき一部とする。

4 条例第二十五条第二項の実施機関が定める方法は、別表第一のとおりとする。

(費用)

第十三条 条例第二十六条に規定する写しの作成に要する費用の額は、別表第二のとおりとする。

2 条例第二十六条に規定する写しの作成及び交付に要する費用は、前納とする。

(開示請求及び開示の特例)

第十四条 公安委員会は、条例第二十七条第一項の規定により口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報を定めたときは、当該保有個人情報の項目並びに口頭により開示請求を行うことができる期間及び場所を告示するものとする。

2 条例第二十七条第二項の実施機関が定める方法は、閲覧とする。

(保有個人情報訂正請求書)

第十五条 条例第二十九条第一項に規定する訂正請求書は、別記様式第十三号の保有個人情報訂正請求書によるものとする。

(保有個人情報訂正決定通知書等)

第十六条 条例第三十一条第一項の規定による通知は、別記様式第十四号の保有個人情報訂正決定通知書により行うものとする。

2 条例第三十一条第二項の規定による通知は、別記様式第十五号の保有個人情報不開示

決定通知書により行うものとする。

(保有個人情報訂正決定等期間延長通知書)

第十七条 条例第三十二条第二項の規定による通知は、別記様式第十六号の保有個人情報訂正決定等期間延長通知書により行うものとする。

(保有個人情報訂正決定等期間特例延長通知書)

第十八条 条例第三十三条の規定による通知は、別記様式第十七号の保有個人情報訂正決定等期間特例延長通知書により行うものとする。

(保有個人情報訂正請求事案移送通知書)

第十九条 条例第三十四条第一項の規定による通知は、別記様式第十八号の保有個人情報訂正請求事案移送通知書により行うものとする。

(保有個人情報訂正通知書)

第二十条 条例第三十五条の規定による通知は、別記様式第十九号の保有個人情報訂正通知書により行うものとする。

(保有個人情報利用停止請求書)

第二十一条 条例第三十七条第一項に規定する利用停止請求書は、別記様式第二十号の保有個人情報利用停止請求書によるものとする。

(保有個人情報利用停止決定通知書等)

第二十二条 条例第三十九条第一項の規定による通知は、別記様式第二十一号の保有個人情報利用停止決定通知書により行うものとする。

2 条例第三十九条第二項の規定による通知は、別記様式第二十二号の保有個人情報利用停止決定通知書により行うものとする。

(保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書)

第二十三条 条例第四十条第二項の規定による通知は、別記様式第二十三号の保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書により行うものとする。

(保有個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書)

第二十四条 条例第四十一条の規定による通知は、別記様式第二十四号の保有個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書により行うものとする。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。
 (香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部改正)
 2 香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則(平成十二年香川県公安委員会規則第三十四号)の一部を次のように改正する。
 別表中八十一の四の項を八十一の五の項とし、八十一の三の項の次に次のように加える。

八十一の四 香川県
 個人情報保護条例
 (平成十六年香川
 県条例第五十七号)

第四号第二項	出資法人の指定	○
第六号第二項及び第四項	個人情報の収集	○
第六号第三項	個人情報を収集する場合における目的の明示	○
第七号	保有個人情報の利用目的以外の目的のための利用又は提供	○
第八号第一項	保有個人情報を実施機関以外の者に提供する場合の必要な制限の付加又は安全確保の措置の要求	○
第九号第一項	保有個人情報を正確かつ最新な状態に保つための安全確保の措置	○
第九号第二項	保有個人情報の廃棄又は消去	○
第十号第一項	委託に伴う安全確保の措置の明示	○
第十三号第一項	個人情報取扱事務登録簿(以下この項において「登録簿」という。)の作成及び閲覧	○
第十三号第二項第七号	登録簿に登録する事項の定め	○
第十三号第四項	登録簿に登録しない事項及び登録簿を作成しないことの決定	○

第三十二条第 二項	訂正決定等の期間の特例延長の決定	訂正決定等の期間の延長の通知	訂正決定等の期間の特例延長の決定	訂正決定等の期間の特例延長の決定	訂正決定等の期間の特例延長の決定	訂正決定等の期間の特例延長の決定	訂正決定等の期間の特例延長の決定	訂正決定等の期間の特例延長の決定	訂正決定等の期間の特例延長の決定	訂正決定等の期間の特例延長の決定	訂正決定等の期間の特例延長の決定	訂正決定等の期間の特例延長の決定	訂正決定等の期間の特例延長の決定
		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

第四十条第二 項	知	利用停止決定等の期間の特例延長の通知	利用停止決定等の期間の特例延長の通知	利用停止決定等の期間の特例延長の通知	利用停止決定等の期間の特例延長の通知	利用停止決定等の期間の特例延長の通知	利用停止決定等の期間の特例延長の通知	利用停止決定等の期間の特例延長の通知	利用停止決定等の期間の特例延長の通知	利用停止決定等の期間の特例延長の通知	利用停止決定等の期間の特例延長の通知	利用停止決定等の期間の特例延長の通知	利用停止決定等の期間の特例延長の通知
		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

第四十一条	利用停止決定等の期間の特例延長の決定 利用停止決定等の期間の特例延長の通知	○
第四十二条	香川県個人情報保護審議会（以下この項において「審議会」という。）への諮問	○
第四十三条	不服申立ての棄却等に係る第三者に対する通知（第二十四条第三項の準用）	○
第四十四条	開示請求等を行うとする者に対する情報の提供等	○
第四十五条第一項	個人情報の取扱いに関する苦情の処理	○
第四十五条第二項	個人情報の取扱いに関する苦情の処理についての審議会の意見の聴取	○
第四十九条	特定事業者（国家公安委員会の所掌事務に係る事業を目的とするものに限る。以下この項において同じ。）に対する必要な助言又は指導	○
第五十条	特定事業者に対する個人情報の取扱いに関する説明及び資料の提出の要求	○
第五十一条	特定事業者に対する勧告	○
第五十二条	特定事業者が説明若しくは資料の提出の要求に応じなかった場合又は勧告に従わなかった場合におけるその旨の公表	○

別表備考第十三号の二中「に係る」を「及び八十一の四の項の香川県個人情報保護条例に係る」に、「同条例」を「これらの条例」に改める。

別表第一（第十二条関係）

1 香川県個人情報保護条例施行規則（平成十八年香川県公安委員会規則第五号）	第五十四条第一項	事業者（国家公安委員会の所掌事務に係る事業を目的とするものに限る。以下この項において同じ。）と本人との間に生じた苦情の処理のあつせんその他必要な措置	○
第十二条第二項	第五十四条第二項	事業者その他の関係者に対する聴取	○
第十四条第一項	第五十五条	国又は地方公共団体に対する協力要求及び協力	○
第五十七条第一項	第五十六条第二項	個人情報の保護に関する制度の運営及び改善に関する意見の受理	○
第五十七条第三項	第五十七条第一項	開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報の審議会への提示	○
第五十七条第四項	第五十七条第三項	分類又は整理をした資料の審議会への提出	○
第五十七条第五項	第五十七条第四項	意見書又は資料の審議会への提出	○
示	第十四条第一項	口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報の項目等の告示	○
			○

電磁的記録の種類		開示の方法	
一 紙その他これに類するものに印字し、又は印画する方法により出力することができる電磁的記録	1 紙その他これに類するものに印字し、又は印画したものの閲覧又は写しの交付	1 一枚につき十円	一枚につき十円に日本工業規格A列三番を超える場合で当該写しがカラー以外のものであるとき。
	2 フレキシブルディスクカートリッジ（日本工業規格X六二二三に適合する幅九十ミリメートルのものとする。）に複製したものの交付	2 録音カセットテープ（日本工業規格C五五六八に適合する記録時間百二十分のものとする。）に複製したものの交付	1枚につき十円
二 一の項に掲げるもの以外の電磁的記録	3 光ディスク（日本工業規格X〇六〇六及びX六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものとする。）に複製したものの交付	1 視聴	一枚につき十円
	3 ビデオカセットテープ（日本工業規格C五五八一に適合する記録時間百二十分のものとする。）に複製したものの交付	2 録音カセットテープ（日本工業規格C五五六八に適合する記録時間百二十分のものとする。）に複製したものの交付	1枚につき十円

別表第二（第十三条関係）

区 分	金 額
一 文書等の写し又は電磁的記録を紙その他これに類するものに印字し、若しくは印画したもの（以下これを「写し」という。）の大きさが日本工業規格A列三番を超えない場合で当該写しがカラー以外のものであるとき。	一枚につき十円
二 写しの大きさが日本工業規格A列三番を超えない場合で当該写しがカラーであるとき。	一枚につき百円

三 写しの大きさが日本工業規格A列三番を超える場合で当該写しがカラー以外のものであるとき。	一枚につき十円に日本工業規格A列三番を超える場合で当該写しがカラー以外のものであるとき。
四 写しの大きさが日本工業規格A列三番を超える場合で当該写しがカラーであるとき。	一枚につき百円に日本工業規格A列三番を超える場合で当該写しがカラーであるとき。
五 別表第一の一の項2に規定する複製したものである場合	一枚につき百円
六 別表第一の一の項3に規定する複製したものである場合	一枚につき三百円
七 別表第一の二の項2に規定する複製したものである場合	一枚につき四百円
八 別表第一の二の項3に規定する複製したものである場合	一枚につき五百円

個人情報取扱事務登録簿

個人情報取扱事務の区分		<input type="checkbox"/> 共通	<input type="checkbox"/> 固有
個人情報取扱事務の名称			
個人情報取扱事務を 所管する組織の名称	登録		
	保有		
個人情報取扱事務の目的及び根拠			
個人情報 の 記 録 項 目	基本的事項	<input type="checkbox"/> 識別番号 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 国籍・本籍（都道府県名のみ） <input type="checkbox"/> その他（ ）	
	心身の状況	<input type="checkbox"/> 健康・病歴 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
	家庭生活	<input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 婚姻関係 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 居住環境 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
	社会生活	<input type="checkbox"/> 職業・職歴・地位 <input type="checkbox"/> 学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 表彰 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 資産・収入 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
	その他		
	香川県個人情報保護条例 第6条第4項各号に該当 する特定個人情報	<input type="checkbox"/> 宗教 <input type="checkbox"/> 思想・信条 <input type="checkbox"/> 本籍・人種・民族 <input type="checkbox"/> 犯罪歴 <input type="checkbox"/> 特定の傷病・障害 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 法令等の根拠（法令等名： ）	
個人情報の対象者の範囲			
登録年月日		年 月 日	
変更年月日		年 月 日	
個人情報の主な収集先		<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外（香川県個人情報保護条例第6条第2項第 号該当）	
個人情報の主な収集方法		<input type="checkbox"/> 文書により収集 <input type="checkbox"/> 口頭により収集 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
個人情報の提供先（実施機関内の他の所属で利用する場合を含む。）		<input type="checkbox"/> 実施機関内の他の所属 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公署 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
個人情報の主な提供方法		<input type="checkbox"/> 手作業処理 <input type="checkbox"/> 電子情報処理組織を使用	
外部委託の有無		<input type="checkbox"/> （委託する事務の名称： ）	
登録番号	所属コード	番号	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

別記様式第2号(第4条関係)

保有個人情報開示請求書

年 月 日

香川県公安委員会 殿

請求者 住 所
(〒)

ふりがな

氏 名

電話番号 () ー

香川県個人情報保護条例第14条の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

開示請求に係る保有個人情報の内容			
開示の方法の区分		<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> 電磁的記録を複製したものの交付	
保有個人情報の本人以外の者が開示を請求する場合	請求者の区分	<input type="checkbox"/> 未成年者の法定代理人 <input type="checkbox"/> 成年被後見人の法定代理人 <input type="checkbox"/> 死亡した者の配偶者又は2親等内の血族 <input type="checkbox"/> 死亡した者の3親等内の親族(配偶者及び2親等内の血族を除く。)	
	保有個人情報の本人の氏名及び住所	氏 名	
		住 所	
備 考			

※事務担当課等	
※請求者の確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他 ()
※法定代理人又は遺族の確認	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> その他 ()
※本人の生年月日又は死亡年月日	年 月 日 (出生・死亡)
※受付年月日	年 月 日

- 注 1 「開示請求に係る保有個人情報の内容」欄は、開示請求に係る保有個人情報を特定することができるように記入してください。
- 2 については、該当するものに「」を記入してください。
- 3 本人が開示を請求する場合は、自己が請求者であることを証明する書類(運転免許証、旅券等)を提出し、又は提示してください。
- 4 法定代理人又は遺族が開示を請求する場合は、法定代理人又は遺族に係る注3の書類に加え、法定代理人又は遺族であることを証明する書類(戸籍謄本等)を提出し、又は提示してください。
- 5 記載に不備があるときは、香川県個人情報保護条例第15条第3項の規定により補正を求めることがあります。
- 6 ※欄は、記入しないでください。
- 7 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

保有個人情報開示決定通知書

年 月 日

様

香川県公安委員会 印

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、次のとおり開示することと決定しましたので、香川県個人情報保護条例第20条第1項の規定により通知します。

開示する保有個人情報の内容			
保有個人情報の開示の日時及び場所	日 時	年 月 日 ()	午前 時 分 午後
	場 所		
事 務 担 当 課 等	電話番号 () —		
備 考			

- 注 1 保有個人情報の開示の日時に都合の悪いときは、あらかじめ事務担当課等に連絡してください。
- 2 本人が保有個人情報の開示を受ける場合は、この通知書を提示するとともに、本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等）を提出し、又は提示してください。
- 3 法定代理人又は遺族が保有個人情報の開示を受ける場合は、この通知書を提示するとともに、法定代理人又は遺族に係る注2の書類に加え、法定代理人又は遺族であることを証明する書類（戸籍謄本等）を提出し、又は提示してください。
- 4 この処分に対し、香川県個人情報保護条例第24条第1項に規定する第三者から不服申立てがあったときは、行政不服審査法の規定により開示が停止される場合がありますので、御了承ください。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

別記様式第4号(第7条関係)

保有個人情報一部開示決定通知書

年 月 日

様

香川県公安委員会 印

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、次のとおりその一部を開示することと決定しましたので、香川県個人情報保護条例第20条第1項の規定により通知します。

開示する保有個人情報の内容			
保有個人情報の開示の日時及び場所	日時	年 月 日 ()	午前 時 分 午後
	場所		
開示しない部分			
開示しない理由			
事務担当課等	電話番号 () —		
備考			

- 注 1 保有個人情報の開示の日に都合の悪いときは、あらかじめ事務担当課等に連絡してください。
- 2 本人が保有個人情報の開示を受ける場合は、この通知書を提示するとともに、本人であることを証明する書類(運転免許証、旅券等)を提出し、又は提示してください。
- 3 法定代理人又は遺族が保有個人情報の開示を受ける場合は、この通知書を提示するとともに、法定代理人又は遺族に係る注2の書類に加え、法定代理人又は遺族であることを証明する書類(戸籍謄本等)を提出し、又は提示してください。
- 4 この処分に対し、香川県個人情報保護条例第24条第1項に規定する第三者から不服申立てがあったときは、行政不服審査法の規定により開示が停止される場合がありますので、御了承ください。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

保有個人情報不開示決定通知書

年 月 日

様

香川県公安委員会 印

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、次のとおり開示しないことと決定しましたので、香川県個人情報保護条例第20条第2項の規定により通知します。

平成十八年三月二十八日

開示請求に係る保有個人情報の内容	
開示しない理由	
事務担当課等	電話番号 () —
備考	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

(号外九)

別記様式第6号(第8条関係)

保有個人情報開示決定等期間延長通知書

年 月 日

様

香川県公安委員会 印

年 月 日付けの保有個人情報の開示請求については、次のとおり開示決定等の期間を延長しましたので、香川県個人情報保護条例第21条第2項の規定により通知します。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
決定期間の満了日	年 月 日 ()
延長後の決定期間の満了日	年 月 日 ()
延長の理由	
事務担当課等	電話番号 () ー
備考	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

保有個人情報開示決定等期間特例延長通知書

年 月 日

様

香川県公安委員会 印

年 月 日付けの保有個人情報の開示請求については、香川県個人情報保護条例第22条の規定を適用し、次のとおり開示決定等の期間を延長しましたので、同条の規定により通知します。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
決定期間の満了日	年 月 日 ()
保有個人情報のうちの相当の部分について開示決定等をする期限	年 月 日 ()
上記の期限までに開示決定等をする部分	
香川県個人情報保護条例第22条の規定を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	年 月 日 ()
事務担当課等	電話番号 () —
備 考	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

別記様式第8号（第10条関係）

保有個人情報開示請求事案移送通知書

年 月 日

様

香川県公安委員会 印

年 月 日付けの保有個人情報の開示請求については、次のとおり事案を移送しましたので、香川県個人情報保護条例第23条第1項の規定により通知します。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
移送した実施機関における事務担当課等	
移送を受けた実施機関における事務担当課等	電話番号（ ） —
移 送 し た 日	年 月 日（ ）
移 送 し た 理 由	
備 考	

- 注 1 この開示請求に係る開示決定等については、移送を受けた実施機関が行います。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

保有個人情報の開示に係る意見照会書

年 月 日

様

香川県公安委員会 印

年 月 日付けであなた（貴 ）に関する情報が含まれている保有個人情報についての開示請求がありましたので、香川県個人情報保護条例第24条第1項の規定により通知します。

つきましては、当該保有個人情報を開示することについて御意見がありましたら、別紙「保有個人情報の開示に係る意見書」を提出期限までに提出してください。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
開示請求に係る保有個人情報に含まれているあなたに関する情報の内容	
意見書の提出期限	年 月 日（ ）
意見書の提出先 (事務担当課等)	電話番号（ ） —
備 考	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

別記様式第10号 (第11条関係)

保有個人情報の開示に係る意見照会書

年 月 日

様

香川県公安委員会 印

年 月 日付けであなた(貴)に関する情報が含まれている保有個人情報についての開示請求がありましたので、香川県個人情報保護条例第24条第2項の規定により通知します。

つきましては、当該保有個人情報を開示することについて御意見がありましたら、別紙「保有個人情報の開示に係る意見書」を提出期限までに提出してください。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
開示請求に係る保有個人情報に含まれているあなたに関する情報の内容	
香川県個人情報保護条例第24条第2項第1号又は第2号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由	香川県個人情報保護条例第24条第2項第 号適用 (理由)
意見書の提出期限	年 月 日 ()
意見書の提出先 (事務担当課等)	電話番号 () —
備 考	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

保有個人情報の開示に係る意見書

年 月 日

香川県公安委員会 殿

住 所
(〒)

ふりがな
氏 名

〔 団体にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号 () —

年 月 日付けで照会のあったこのことについて、次のとおり回答します。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
保有個人情報の開示に対する意見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報の開示について反対しない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報の開示について反対する。
保有個人情報の開示に反対する部分及びその具体的理由	1 保有個人情報の開示により支障がある部分 2 保有個人情報の開示により支障がある理由

- 注 1 「保有個人情報の開示に対する意見」欄は、該当する□に「√」を記入してください。
- 2 「保有個人情報の開示に反対する部分及びその具体的理由」欄は、保有個人情報の開示に反対する場合に記入してください。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

別記様式第12号 (第11条関係)

保有個人情報開示通知書

年 月 日

様

香川県公安委員会 印

年 月 日付けで照会しましたあなた（貴 ）に関する情報が含まれている保有個人情報については、次のとおり開示（一部開示）することと決定しましたので、香川県個人情報保護条例第24条第3項（第43条において準用する第24条第3項）の規定により通知します。

開示する保有個人情報の内容	
開示する保有個人情報に含まれているあなたに関する情報の内容	
開 示 を 実 施 す る 日	年 月 日 ()
開示を決定した処分の日等	年 月 日付け 第 号
開示することとした理由	
事 務 担 当 課 等	電話番号 () ー
備 考	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

香川県公安委員会 殿

請求者 住 所
(〒)

ふりがな
氏 名

電話番号 () —

年 月 日付けで開示を受けた保有個人情報について、香川県個人情報保護条例第28条の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正（追加・削除）を請求します。

訂正請求に係る保有個人情報の内容			
訂正を求める趣旨及び理由			
保有個人情報の本人以外の者が開示を請求する場合	請求者の区分	<input type="checkbox"/> 未成年者の法定代理人 <input type="checkbox"/> 成年被後見人の法定代理人 <input type="checkbox"/> 死亡した者の配偶者又は2親等内の血族 <input type="checkbox"/> 死亡した者の3親等内の親族（配偶者及び2親等内の血族を除く。）	
	保有個人情報の本人の氏名及び住所	氏 名	
		住 所	
備 考			

※事務担当課等	
※請求者の確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他 ()
※法定代理人又は遺族の確認	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> その他 ()
※本人の生年月日又は死亡年月日	年 月 日 (出生・死亡)
※受付年月日	年 月 日

- 注 1 「訂正請求に係る保有個人情報の内容」欄は、訂正請求に係る保有個人情報を特定することができるように記入してください。
- 2 については、該当するものに「✓」を記入してください。
- 3 本人が訂正を請求する場合は、自己が請求者であることを証明する書類（運転免許証、旅券等）を提出し、又は提示してください。
- 4 法定代理人又は遺族が訂正を請求する場合は、法定代理人又は遺族に係る注3の書類に加え、法定代理人又は遺族であることを証明する書類（戸籍謄本等）を提出し、又は提示してください。
- 5 請求書を提出する際には、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する資料を提出し、又は提示してください。
- 6 記載に不備があるときは、香川県個人情報保護条例第29条第3項において準用する第15条第3項の規定により補正を求めることがあります。
- 7 ※欄は、記入しないでください。
- 8 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

別記様式第14号（第16条関係）

保有個人情報訂正決定通知書

年 月 日

様

香川県公安委員会 印

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、次のとおり訂正をすることと決定しましたので、香川県個人情報保護条例第31条第1項の規定により通知します。

訂正をする保有個人情報の内容	
訂正をする具体的内容	
事務担当課等	電話番号 () —
備考	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

保有個人情報不訂正決定通知書

年 月 日

様

香川県公安委員会 印

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、次のとおり訂正をしないことと決定しましたので、香川県個人情報保護条例第31条第2項の規定により通知します。

平成十八年三月二十八日

訂正請求に係る保有個人情報の内容	
訂正をしない理由	
事務担当課等	電話番号（ ） —
備考	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

（号外九）

別記様式第16号 (第17条関係)

保有個人情報訂正決定等期間延長通知書

年 月 日

様

香川県公安委員会 印

年 月 日付けの保有個人情報の訂正請求については、次のとおり訂正決定等の期間を延長しましたので、香川県個人情報保護条例第32条第2項の規定により通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の内容	
決定期間の満了日	年 月 日 ()
延長後の決定期間の満了日	年 月 日 ()
延長の理由	
事務担当課等	電話番号 () —
備考	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

保有個人情報訂正決定等期間特例延長通知書

年 月 日

様

香川県公安委員会 印

年 月 日付けの保有個人情報の訂正請求については、香川県個人情報保護条例第33条の規定を適用し、次のとおり訂正決定等の期間を延長しましたので、同条の規定により通知します。

平成十八年三月二十八日

訂正請求に係る保有個人情報の内容	
決定期間の満了日	年 月 日 ()
香川県個人情報保護条例第33条の規定を適用する理由	
保有個人情報について訂正決定等をする期限	年 月 日 ()
事務担当課等	電話番号 () —
備 考	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

(号外九)

別記様式第18号 (第19条関係)

保有個人情報訂正請求事案移送通知書

年 月 日

様

香川県公安委員会 印

年 月 日付けの保有個人情報の訂正請求については、次のとおり事案を移送しましたので、香川県個人情報保護条例第34条第1項の規定により通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の内容	
移送した実施機関における事務担当課等	
移送を受けた実施機関における事務担当課等	電話番号 () —
移 送 し た 日	年 月 日 ()
移 送 し た 理 由	
備 考	

- 注 1 この訂正請求に係る訂正決定等については、移送を受けた実施機関が行います。
なお、移送を受けた実施機関が訂正決定をした場合は、移送した実施機関は、訂正の実施をします。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

保有個人情報訂正通知書

年 月 日

様

香川県公安委員会 印

年 月 日付け 第 号で提供した保有個人情報について、次のとおり訂正の実施をしましたので、香川県個人情報保護条例第35条の規定により通知します。

訂正の実施をした保有個人情報の内容	
訂正の実施をした具体的内容	
訂正の実施をした日	年 月 日 ()
事務担当課等	電話番号 () —
備考	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

別記様式第20号 (第21条関係)

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

香川県公安委員会 殿

請求者 住 所
(〒)
ふりがな
氏 名
電話番号 () —

年 月 日付けで開示を受けた保有個人情報について、香川県個人情報保護条例第36条の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止 (消去・提供の停止) を請求します。

利用停止請求に係る保有個人情報の内容			
利用停止を求める趣旨及び理由			
保有個人情報の本人以外の者が利用停止を請求する場合	請求者の区分	<input type="checkbox"/> 未成年者の法定代理人 <input type="checkbox"/> 成年被後見人の法定代理人 <input type="checkbox"/> 死亡した者の配偶者又は2親等内の血族 <input type="checkbox"/> 死亡した者の3親等内の親族 (配偶者及び2親等内の血族を除く。)	
	保有個人情報の本人の氏名及び住所	氏 名	
		住 所	
備 考			

※事務担当課等	
※請求者の確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他 ()
※法定代理人又は遺族の確認	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> その他 ()
※本人の生年月日又は死亡年月日	年 月 日 (出生・死亡)
※受付年月日	年 月 日

- 注 1 「利用停止請求に係る保有個人情報の内容」欄は、利用停止請求に係る保有個人情報を特定することができるように記入してください。
- 2 「利用停止を求める趣旨及び理由」欄については、香川県個人情報保護条例第36条第1項各号に規定するいずれの規定に違反しているかがわかるようにできるだけ具体的に記入してください。
- 3 については、該当するものに「✓」を記入してください。
- 4 本人が利用停止を請求する場合は、自己が請求者であることを証明する書類 (運転免許証、旅券等) を提出し、又は提示してください。
- 5 法定代理人又は遺族が利用停止を請求する場合は、法定代理人又は遺族に係る注4の書類に加え、法定代理人又は遺族であることを証明する書類 (戸籍謄本等) を提出し、又は提示してください。
- 6 記載に不備があるときは、香川県個人情報保護条例第37条第2項において準用する第15条第3項の規定により補正を求めることがあります。
- 7 ※欄は、記入しないでください。
- 8 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

保有個人情報利用停止決定通知書

年 月 日

様

香川県公安委員会 印

年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、次のとおり利用停止をすることと決定しましたので、香川県個人情報保護条例第39条第1項の規定により通知します。

利用停止をする保有個人情報の内容	
利用停止をする具体的内容及び利用停止の手段	
事務担当課等	電話番号（ ） —
備考	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

別記様式第22号 (第22条関係)

保有個人情報利用不停止決定通知書

年 月 日

様

香川県公安委員会 印

年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、次のとおり利用停止をしないことと決定しましたので、香川県個人情報保護条例第39条第2項の規定により通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の内容	
利用停止をしない理由	
事務担当課等	電話番号 () —
備考	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書

年 月 日

様

香川県公安委員会 印

年 月 日付けの保有個人情報の利用停止請求については、次のとおり利用停止決定等の期間を延長しましたので、香川県個人情報保護条例第40条第2項の規定により通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の内容	
決定期間の満了日	年 月 日 ()
延長後の決定期間の満了日	年 月 日 ()
延長の理由	
事務担当課等	電話番号 () —
備考	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

別記様式第24号（第24条関係）

保有個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書

年 月 日

様

香川県公安委員会 印

年 月 日付けの保有個人情報の利用停止請求については、香川県個人情報保護条例第41条の規定を適用し、次のとおり利用停止決定等の期間を延長しましたので、同条の規定により通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の内容	
決定期間の満了日	年 月 日 ()
香川県個人情報保護条例第41条の規定を適用する理由	
保有個人情報について利用停止決定等をする期限	年 月 日 ()
事務担当課等	電話番号 () —
備 考	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

香川県警察署協議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十八年三月二十八日

香川県公安委員会委員長 神 原 博

香川県公安委員会規則第六号

香川県警察署協議会規則の一部を改正する規則

香川県警察署協議会規則（平成十三年香川県公安委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「小豆警察署協議会及び丸亀警察署協議会」を「坂出警察署協議会」に、
「当分の間、小豆警察署協議会については六人、丸亀警察署協議会については八人」を「
平成十九年三月三十一日までの間、五人」に改める。

別表香川県坂出警察署の項中「七人」を「四人」に改め、同表香川県綾南警察署の項中
「香川県綾南警察署」を「香川県高松西警察署」に、「綾南警察署協議会」を「高松西警
察署協議会」に改め、同表香川県丸亀警察署の項中「六人」を「八人」に改める。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

香川県公安委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の一部を改正す
る規則をここに公布する。
平成十八年三月二十八日

香川県公安委員会委員長 神 原 博

香川県公安委員会規則第七号

香川県公安委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の一部を改
正する規則

香川県公安委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則（平成十二年香
川県公安委員会規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第一編第二章」を「第一編第三章」に改める。
第七条の見出しを「（業務及び財務に関する事項の閲覧）」に改め、同条中「書類」の
下に「に記載されるべき事項」を加える。

附 則
この規則は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第一条の改正規定は、公布の
日から施行する。

香川県警察本部及び警察署の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則を
ここに公布する。
平成十八年三月二十八日

香川県公安委員会規則第八号

香川県警察本部及び警察署の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規
則

香川県警察本部及び警察署の警察職員の配置定員に関する規則（平成十二年香川県公安
委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。
第二条第一項の表警務部の項から交通部の項までを次のように改める。

警務部	一三人	二二人	二六人	六一人	九六人	一五七人
生活安全部	一四人	一八人	八二人	一一四人	一五五人	一二九人
刑事部	九人	二二人	八二人	一一二人	二七人	一三九人
交通部	八人	一五人	八一人	一〇四人	五〇人	一五四人

第二条第一項の表警備部の項中「七二人」を「七六人」に、「八七人」を「九一人」に、
「三人」を「二人」に、「九〇人」を「九三人」に改め、同表香川県警察学校の項中「四
人」を「二人」に、「一〇七人（うち、一〇一人）」を「一〇二人（うち、九四人）」に、「
一一三人」を「一〇六人」に、「二一五人」を「二〇八人」に改め、同表合計の項を次の
ように改める。

合 計	五一一人	八八人	四四九人	五八八人	一九二人	七八〇人
-----	------	-----	------	------	------	------

第二条第二項中「警視にあつては一人を、警部にあつては九人」を「警部にあつては十
一人」に、「九人を調整定員」を「十九人を調整定員」に改める。

第三条の表東かがわ警察署の項中「三五人」を「三七人」に、「四一人」を「四三人」に、「四六人」を「四八人」に改め、同表さぬき警察署の項中「七三人」を「七一人」に、「八二人」を「八〇人」に、「八九人」を「八七人」に改め、同表高松東警察署の項中「五〇人」を「五二人」に、「五八人」を「六〇人」に、「六四人」を「六六人」に改め、同表小豆警察署の項中「四二人」を「四一人」に、「四九人」を「四八人」に、「五四人」を「五三人」に改め、同表高松北警察署の項中「二六八人」を「二六二人」に、「二八四人」を「二七八人」に、「二一人」を「二〇人」に、「三〇五人」を「二九八人」に改め、同表坂出警察署の項及び綾南警察署の項を次のように改める。

坂出警察署	二人	六人	九四人	一〇二人	九人	一一一人
高松西警察署	二人	三人	三八人	四三人	四人	四七人

第三条の表丸亀警察署の項中「一〇五人」を「一二三人」に、「一一五人」を「一二三人」に、「一三人」を「二人」に、「二人」を「二八人」を「二四五人」に改め、同表琴平警察署の項中「一人」を「二人」に、「三七人」を「三六人」に改め、同表高瀬警察署の項中「一人」を「二人」に、「四人」を「三人」に、「三五人」を「三六人」に、「四〇人」を「四一人」に、「四七人」を「四八人」に改め、同表合計の項を次のように改める。

合計	三三人	八〇人	一、一〇三人	一、二二五人	一一三人	一、三二八人
----	-----	-----	--------	--------	------	--------

第四条の表刑事部の項中「四人」を「三人」に改め、同表警備部の項中「二人」を「一人」に改め、同表高松北警察署の項中「三人」を「一人」に改め、同表高松南警察署の項中「高松南警察署」を「観音寺警察署」に改め、同表合計の項中「二人」を「八人」に改める。

附則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

香川県公安委員会文書規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

香川県公安委員会規則第九号
香川県公安委員会委員長 神 原 博

香川県公安委員会文書規則の一部を改正する規則
香川県公安委員会文書規則（平成十二年香川県公安委員会規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第二号中「事項を」の下に「一般に」を加え、同条第三号中「単に」及び「広く」を削り、同条第六号中「法令」を「法令又は職務上の権限」に、「一定事項」を「一定の事項」に改める。

第七条第一号中「香川県警察本部警務部企画課」を「香川県警察本部警務部企画課文書室」に改める。

第十一条の見出しを「（公示等の方法）」に改め、同条第一項中「の公布」の下に「及び告示の公示」を加え、同項ただし書中「公布する」を「公布し、又は公示する」に改め、同条第二項中「前項の規定」を「公告その他公表を要する公安委員会文書の公示及び公表」に、「公示方法」を「これらの方法」に、「告示、公告その他公表を要するものに準用する」を「公安委員会の掲示板への掲示、インターネットの利用その他適切な方法により行うものとする」に改め、同条第三項中「前二項の規定により」を削り、「香川県警察本部警務部企画課」を「香川県警察本部警務部企画課文書室」に改める。

附則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

香川県警察職員互助会設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十八年三月二十八日
香川県公安委員会委員長 神 原 博

香川県公安委員会規則第十号

香川県警察職員互助会設置規則の一部を改正する規則

香川県警察職員互助会設置規則（平成十三年香川県公安委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「嘱託員」を「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項の規定により採用された職員若しくは嘱託員」に、「者は」を「ものは」

に改める。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

公安委員会告示

●香川県公安委員会告示第一号

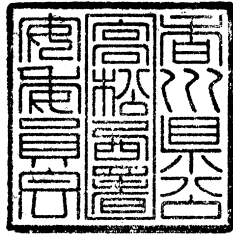
平成十二年香川県公安委員会告示第二十三号（香川県公安委員会の公印）の一部を次のように改正し、平成十八年四月一日から施行する。

平成十八年三月二十八日

香川県公安委員会委員長 神 原 博

三のチを次のように改める。

チ 高松西警察署



●香川県公安委員会告示第二号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第五十一条の三第一項の規定により指定車両移動保管機関として指定した法人が車両移動保管事務を休止することについて、指定車両移動保管機関等に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第七号）第八条第一項の規定により次のとおり承認したので、同条第三項の規定により公示する。

平成十八年三月二十八日

香川県公安委員会委員長 神 原 博

名 称	車両移動保管事務の範囲	休 止 年 月 日
財団法人香川県交通安全協会	警察署長が移動すべきものとして指示した車両の移動及び保管に係る事務の全部	平成十八年四月一日

警察本部告示

●香川県警察本部告示第三号

香川県個人情報保護条例施行規程を次のように定める。

平成十八年三月二十八日

香川県警察本部長 沖 田 芳 樹

香川県個人情報保護条例施行規程

(趣旨)

第一条 この規程は、香川県警察本部長（以下「警察本部長」という。）が保有する保有個人情報に係る香川県個人情報保護条例（平成十六年香川県条例第五十七号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(書面の提出)

第二条 条例の規定による警察本部長への書面の提出は、香川県警察本部に行うものとする。

(県の出資法人)

第三条 警察本部長は、条例第四条第二項の規定により法人を定めたときは、当該法人の名称を告示するものとする。

(個人情報取扱事務登録簿)

第四条 条例第十三条第一項の個人情報取扱事務登録簿は、別記様式第一号によるものとする。

(保有個人情報開示請求書)

第五条 条例第十五条第一項に規定する開示請求書は、別記様式第二号の保有個人情報開示請求書によるものとする。

(本人等の証明に必要な書類)

第六条 条例第十五条第二項（条例第二十五条第四項、第二十七条第一項、第二十九条第三項及び第三十七条第二項において準用する場合を含む。）の実施機関が定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

一 開示請求をしようとする者が本人である場合 運転免許証、旅券その他これらに類する書類で警察本部長が適当と認めるもの

二 開示請求をしようとする者が法定代理人である場合 当該法定代理人に係る前号に定める書類及び戸籍謄本その他法定代理人の資格を証明する書類で警察本部長が適当と認めるもの

三 開示請求をしようとする者が遺族である場合 当該遺族に係る第一号に定める書類及び戸籍謄本その他遺族であることを証明する書類で警察本部長が適当と認めるもの
(不開示情報)

第七条 条例第十六条第十号の実施機関が定める警察職員の氏名は、警部補以下の階級にある警察官及びこれに相当する職にある警察官以外の警察職員の氏名とする。
(保有個人情報開示決定通知書等)

第八条 条例第二十条第一項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める書面により行うものとする。

一 保有個人情報の全部を開示する旨の決定 別記様式第三号の保有個人情報開示決定通知書

二 保有個人情報の一部を開示する旨の決定 別記様式第四号の保有個人情報一部開示決定通知書

2 条例第二十条第二項の規定による通知は、別記様式第五号の保有個人情報不開示決定通知書により行うものとする。

第九条 条例第二十一条第二項の規定による通知は、別記様式第六号の保有個人情報開示決定等期間延長通知書により行うものとする。
(保有個人情報開示決定等期間延長通知書)

第十条 条例第二十二条の規定による通知は、別記様式第七号の保有個人情報開示決定等期間特例延長通知書により行うものとする。

第十一条 条例第二十三条第一項の規定による通知は、別記様式第八号の保有個人情報開示請求事案移送通知書により行うものとする。
(保有個人情報開示請求事案移送通知書)

第十二条 条例第二十四条第一項の規定による通知は、別記様式第九号の保有個人情報の開示に係る意見照会書により行うものとする。

2 条例第二十四条第二項の規定による通知は、別記様式第十号の保有個人情報の開示に係る意見照会書により行うものとする。

3 条例第二十四条第一項及び第二項の意見書は、別記様式第十一号の保有個人情報の開示に係る意見書によるものとする。

4 条例第二十四条第三項(条例第四十三条において準用する場合を含む。)の規定による通知は、別記様式第十二号の保有個人情報開示通知書により行うものとする。
(開示の実施等)

第十三条 第八条第一項の通知を受けた者は、警察本部長が指定する日時及び場所において、当該通知に係る保有個人情報の開示を受けなければならない。

2 警察本部長は、保有個人情報の開示を閲覧又は視聴の方法により受ける者が、当該保有個人情報記録されている行政文書を改ざんし、汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、当該保有個人情報の閲覧又は視聴を停止させ、又は中止することができる。

3 条例第二十五条第二項の規定により写しの交付を行うときの交付部数は、一件の開示請求につき一部とする。

4 条例第二十五条第二項の実施機関が定める方法は、別表第一のとおりとする。
(費用)

第十四条 条例第二十六条に規定する写しの作成に要する費用の額は、別表第二のとおりとする。

2 条例第二十六条に規定する写しの作成及び交付に要する費用は、前納とする。
(開示請求及び開示の特例)

第十五条 警察本部長は、条例第二十七条第一項の規定により口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報を定めたときは、当該保有個人情報の項目並びに口頭により開示請求を行うことができる期間及び場所を告示するものとする。

2 条例第二十七条第二項の実施機関が定める方法は、閲覧とする。
(保有個人情報訂正請求書)

第十六条 条例第二十九条第一項に規定する訂正請求書は、別記様式第十三号の保有個人情報訂正請求書によるものとする。
(保有個人情報訂正決定通知書等)

第十七条 条例第三十一条第一項の規定による通知は、別記様式第十四号の保有個人情報訂正決定通知書により行うものとする。

2 条例第三十一条第二項の規定による通知は、別記様式第十五号の保有個人情報不訂正決定通知書により行うものとする。

(保有個人情報訂正決定等期間延長通知書)

第十八条 条例第三十二条第二項の規定による通知は、別記様式第十六号の保有個人情報訂正決定等期間延長通知書により行うものとする。

(保有個人情報訂正決定等期間特例延長通知書)

第十九条 条例第三十三条の規定による通知は、別記様式第十七号の保有個人情報訂正決定等期間特例延長通知書により行うものとする。

(保有個人情報訂正請求事案移送通知書)

第二十条 条例第三十四条第一項の規定による通知は、別記様式第十八号の保有個人情報訂正請求事案移送通知書により行うものとする。

(保有個人情報訂正通知書)

第二十一条 条例第三十五条の規定による通知は、別記様式第十九号の保有個人情報訂正通知書により行うものとする。

(保有個人情報利用停止請求書)

第二十二条 条例第三十七条第一項に規定する利用停止請求書は、別記様式第二十号の保有個人情報利用停止請求書によるものとする。

(保有個人情報利用停止決定通知書等)

第二十三条 条例第三十九条第一項の規定による通知は、別記様式第二十一号の保有個人情報利用停止決定通知書により行うものとする。

2 条例第三十九条第二項の規定による通知は、別記様式第二十二号の保有個人情報利用不停止決定通知書により行うものとする。

(保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書)

第二十四条 条例第四十条第二項の規定による通知は、別記様式第二十三号の保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書により行うものとする。

(保有個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書)

第二十五条 条例第四十一条の規定による通知は、別記様式第二十四号の保有個人情報利

用停止決定等期間特例延長通知書により行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成十八年四月一日から施行する。

(香川県警察文書公印規程の一部改正)

2 香川県警察文書公印規程(平成十二年香川県警察本部告示第二十二号)の一部を次のように改正する。

別表第一の三十の二の項の次に次のように加える。

三十の三 香川 県個人情報保 護条例(平成 十六年香川 県告示第五 十七号)		第二十条第一 項	保有個人情報の開示の 決定の通知	保有個人情報一部開示 決定通知書(香川県個人 情報保護条例施行規 程別記様式第四号)
第二十条第二 項	保有個人情報の不開示 の決定の通知	保有個人情報不開示決 定通知書(香川県個人 情報保護条例施行規 程別記様式第五号)	第二十一条第 二項	保有個人情報の開示の 決定等の期間の延長の 通知
第二十二 条	保有個人情報の開示の 決定等の期間の特例延 長の通知	保有個人情報開示決定 等期間延長通知書(香 川県個人情報保護条例 施行規程別記様式第六 号)	第二十四 条	保有個人情報開示決定 等期間特例延長通知書 (香川県個人情報保護 条例施行規程別記様式 第七号)

第二十三条第一項	保有個人情報の開示請求に係る他の実施機関に対する事案の移送の通知	保有個人情報開示請求事案移送通知書（香川県個人情報保護条例施行規程別記様式第八号）
第二十四条第一項	保有個人情報の開示請求に係る第三者に対する意見の照会の通知	保有個人情報の開示に係る意見照会書（香川県個人情報保護条例施行規程別記様式第九号）
第二十四条第二項	保有個人情報の開示請求に係る公益上の理由による第三者に対する意見の照会の通知	保有個人情報の開示に係る意見照会書（香川県個人情報保護条例施行規程別記様式第十号）
第二十四条第三項	保有個人情報の開示の決定に係る第三者に対する通知	保有個人情報開示通知書（香川県個人情報保護条例施行規程別記様式第十二号）
第三十一条第一項	保有個人情報の訂正の決定の通知	保有個人情報訂正決定通知書（香川県個人情報保護条例施行規程別記様式第十四号）
第三十一条第二項	保有個人情報の不訂正の決定の通知	保有個人情報不訂正決定通知書（香川県個人情報保護条例施行規程別記様式第十五号）
第三十二条第二項	保有個人情報の訂正の決定等の期間の延長の通知	保有個人情報訂正決定等期間延長通知書（香川県個人情報保護条例施行規程別記様式第十六号）
第三十三条	保有個人情報の訂正の決定等の期間の特例延長の通知	保有個人情報訂正決定等期間特例延長通知書（香川県個人情報保護条例施行規程別記様式第十七号）
第三十四条第一項	保有個人情報の訂正請求に係る他の実施機関に対する事案の移送の通知	保有個人情報訂正請求事案移送通知書（香川県個人情報保護条例施行規程別記様式第十八号）
第三十五条	保有個人情報の訂正の決定の通知	保有個人情報訂正通知書（香川県個人情報保護条例施行規程別記様式第十九号）
第三十九条第一項	保有個人情報の利用停止の決定の通知	保有個人情報利用停止決定通知書（香川県個人情報保護条例施行規程別記様式第二十一号）
第三十九条第二項	保有個人情報の利用停止の決定の通知	保有個人情報利用停止決定通知書（香川県個人情報保護条例施行規程別記様式第二十二号）
第四十条第二項	保有個人情報の利用停止の決定等の期間の延長の通知	保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書（香川県個人情報保護条例施行規程別記様式第二十三号）
第四十一条	保有個人情報の利用停止の決定等の期間の特例延長の通知	保有個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書（香川県個人情報保護条例施行規程別記様式第二十四号）
第四十三条	不服申立ての棄却等に係る第三者に対する通知（第二十四条第三項の準用）	保有個人情報開示通知書（香川県個人情報保護条例施行規程別記様式第十二号）

別表第一(第十三条関係)

電磁的記録の種類	開示の方法
一 紙その他これに類するものに印字し、又は印画する方法により出力することができる電磁的記録	1 紙その他これに類するものに印字し、又は印画したものの閲覧又は写しの交付 2 フレキシブルディスクカートリッジ(日本工業規格X六二二三に適合する幅九十ミリメートルのものとする。)に複写したものの交付 3 光ディスク(日本工業規格X〇六〇六及びX六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものとする。)に複写したものの交付
二 一の項に掲げるもの以外の電磁的記録	1 視聴 2 録音カセットテープ(日本工業規格C五五六八に適合する記録時間百二十分のものとする。)に複写したものの交付 3 ビデオカセットテープ(日本工業規格C五五八一に適合する記録時間百二十分のものとする。)に複写したものの交付

別表第二(第十四条関係)

区 分	金 額
一 文書等の写し又は電磁的記録を紙その他これに類するものに印字し、若しくは印画したものの写し(以下これを「写し」という。)の大きさが日本工業規格A列三番を超えない場合で当該写しがカラーであるとき。	一枚につき十円
二 写しの大きさが日本工業規格A列三番を超えない場合で当該写しがカラーであるとき。	一枚につき百円

三 写しの大きさが日本工業規格A列三番を超える場合で当該写しがカラー以外のものであるとき。	一枚につき十円に日本工業規格A列三番による用紙を用いて写しを作成することとした場合に要する用紙の枚数を乗じて得た額
四 写しの大きさが日本工業規格A列三番を超える場合で当該写しがカラーであるとき。	一枚につき百円に日本工業規格A列三番による用紙を用いて写しを作成することとした場合に要する用紙の枚数を乗じて得た額
五 別表第一の一の項2に規定する複写したものである場合	一枚につき百円
六 別表第一の一の項3に規定する複写したものである場合	一枚につき三百円
七 別表第一の二の項2に規定する複写したものである場合	一卷につき四百円
八 別表第一の二の項3に規定する複写したものである場合	一卷につき五百円

別記様式第1号(第4条関係)

個人情報取扱事務登録簿

個人情報取扱事務の区分		<input type="checkbox"/> 共通 <input type="checkbox"/> 固有	
個人情報取扱事務の名称			
個人情報取扱事務を 所管する組織の名称	登 録		
	保 有		
個人情報取扱事務の目的及び 根拠			
個人 情報 の 記 録 項 目	基 本 的 事 項	<input type="checkbox"/> 識別番号 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 国籍・本籍(都道府県名のみ) <input type="checkbox"/> その他()	
	心 身 の 状 況	<input type="checkbox"/> 健康・病歴 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> その他()	
	家 庭 生 活	<input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 婚姻関係 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 居住環境 <input type="checkbox"/> その他()	
	社 会 生 活	<input type="checkbox"/> 職業・職歴・地位 <input type="checkbox"/> 学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 表彰 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 資産・収入 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> その他()	
	そ の 他		
	香川県個人情報保護条例 第6条第4項各号に該当 する特定個人情報	<input type="checkbox"/> 宗教 <input type="checkbox"/> 思想・信条 <input type="checkbox"/> 本籍・人種・民族 <input type="checkbox"/> 犯罪歴 <input type="checkbox"/> 特定の傷病・障害 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 法令等の根拠(法令等名:)	
個人情報の対象者の範囲			
登 録 年 月 日		年 月 日	
変 更 年 月 日		年 月 日	
個人情報の主な収集先		<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外(香川県個人情報保護条例第6条第2項第 号該当)	
個人情報の主な収集方法		<input type="checkbox"/> 文書により収集 <input type="checkbox"/> 口頭により収集 <input type="checkbox"/> その他()	
個人情報の提供先(実施機関内の他の所属で利用する場合を含む。)		<input type="checkbox"/> 実施機関内の他の所属 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公署 <input type="checkbox"/> その他()	
個人情報の主な提供方法		<input type="checkbox"/> 手作業処理 <input type="checkbox"/> 電子情報処理組織を使用	
外 部 委 託 の 有 無		<input type="checkbox"/> (委託する事務の名称:)	
登 録 番 号	所属コード	番号	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

保有個人情報開示請求書

年 月 日

香川県警察本部長 殿

請求者 住 所
 (〒)
 ふりがな
 氏 名
 電話番号 () ー

香川県個人情報保護条例第14条の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

開示請求に係る保有個人情報の内容			
開示の方法の区分		<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> 電磁的記録を複製したものの交付	
保有個人情報の本人以外の者が開示を請求する場合	請求者の区分	<input type="checkbox"/> 未成年者の法定代理人 <input type="checkbox"/> 成年被後見人の法定代理人 <input type="checkbox"/> 死亡した者の配偶者又は2親等内の血族 <input type="checkbox"/> 死亡した者の3親等内の親族（配偶者及び2親等内の血族を除く。）	
	保有個人情報の本人の氏名及び住所	氏 名	
		住 所	
備 考			

※事務担当課等	
※請求者の確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他 ()
※法定代理人又は遺族の確認	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> その他 ()
※本人の生年月日又は死亡年月日	年 月 日 (出生・死亡)
※受付年月日	年 月 日

- 注 1 「開示請求に係る保有個人情報の内容」欄は、開示請求に係る保有個人情報を特定することができるように記入してください。
- 2 □については、該当するものに「✓」を記入してください。
- 3 本人が開示を請求する場合は、自己が請求者であることを証明する書類（運転免許証、旅券等）を提出し、又は提示してください。
- 4 法定代理人又は遺族が開示を請求する場合は、法定代理人又は遺族に係る注3の書類に加え、法定代理人又は遺族であることを証明する書類（戸籍謄本等）を提出し、又は提示してください。
- 5 記載に不備があるときは、香川県個人情報保護条例第15条第3項の規定により補正を求めることがあります。
- 6 ※欄は、記入しないでください。
- 7 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

別記様式第3号(第8条関係)

保有個人情報開示決定通知書

年 月 日

様

香川県警察本部長 印

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、次のとおり開示することと決定しましたので、香川県個人情報保護条例第20条第1項の規定により通知します。

開示する保有個人情報の内容			
保有個人情報の開示の日時及び場所	日時	年 月 日 ()	午前 時 分 午後
	場所		
事務担当課等	電話番号 () —		
備考			

- 注 1 保有個人情報の開示の日時に都合の悪いときは、あらかじめ事務担当課等に連絡してください。
- 2 本人が保有個人情報の開示を受ける場合は、この通知書を提示するとともに、本人であることを証明する書類(運転免許証、旅券等)を提出し、又は提示してください。
- 3 法定代理人又は遺族が保有個人情報の開示を受ける場合は、この通知書を提示するとともに、法定代理人又は遺族に係る注2の書類に加え、法定代理人又は遺族であることを証明する書類(戸籍謄本等)を提出し、又は提示してください。
- 4 この処分に対し、香川県個人情報保護条例第24条第1項に規定する第三者から不服申立てがあったときは、行政不服審査法の規定により開示が停止される場合がありますので、御了承ください。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

保有個人情報一部開示決定通知書

年 月 日

様

香川県警察本部長 印

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、次のとおりその一部を開示することと決定しましたので、香川県個人情報保護条例第20条第1項の規定により通知します。

開示する保有個人情報の内容			
保有個人情報の開示の日時及び場所	日 時	年 月 日 ()	午前 時 分 午後
	場 所		
開 示 し な い 部 分			
開 示 し な い 理 由			
事 務 担 当 課 等	電話番号 () —		
備 考			

- 注 1 保有個人情報の開示の日に都合の悪いときは、あらかじめ事務担当課等に連絡してください。
- 2 本人が保有個人情報の開示を受ける場合は、この通知書を提示するとともに、本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等）を提出し、又は提示してください。
- 3 法定代理人又は遺族が保有個人情報の開示を受ける場合は、この通知書を提示するとともに、法定代理人又は遺族に係る注2の書類に加え、法定代理人又は遺族であることを証明する書類（戸籍謄本等）を提出し、又は提示してください。
- 4 この処分に対し、香川県個人情報保護条例第24条第1項に規定する第三者から不服申立てがあったときは、行政不服審査法の規定により開示が停止される場合がありますので、御了承ください。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

別記様式第5号（第8条関係）

保有個人情報不開示決定通知書

年 月 日

様

香川県警察本部長 印

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、次のとおり開示しないことと決定しましたので、香川県個人情報保護条例第20条第2項の規定により通知します。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
開示しない理由	
事務担当課等	電話番号 () —
備考	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

保有個人情報開示決定等期間延長通知書

年 月 日

様

香川県警察本部長 印

年 月 日付けの保有個人情報の開示請求については、次のとおり開示決定等の期間を延長しましたので、香川県個人情報保護条例第21条第2項の規定により通知します。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
決定期間の満了日	年 月 日（ ）
延長後の決定期間の満了日	年 月 日（ ）
延長の理由	
事務担当課等	電話番号（ ） —
備考	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

別記様式第7号(第10条関係)

保有個人情報開示決定等期間特例延長通知書

年 月 日

様

香川県警察本部長 印

年 月 日付けの保有個人情報の開示請求については、香川県個人情報保護条例第22条の規定を適用し、次のとおり開示決定等の期間を延長しましたので、同条の規定により通知します。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
決定期間の満了日	年 月 日 ()
保有個人情報のうちの相当の部分について開示決定等をする期限	年 月 日 ()
上記の期限までに開示決定等をする部分	
香川県個人情報保護条例第22条の規定を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	年 月 日 ()
事務担当課等	電話番号 () —
備考	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

保有個人情報開示請求事案移送通知書

年 月 日

様

香川県警察本部長 印

年 月 日付けの保有個人情報の開示請求については、次のとおり事案を移送しましたので、香川県個人情報保護条例第23条第1項の規定により通知します。

平成十八年三月二十八日

開示請求に係る保有個人情報の内容	
移送した実施機関における事務担当課等	
移送を受けた実施機関における事務担当課等	電話番号（ ） —
移 送 し た 日	年 月 日（ ）
移 送 し た 理 由	
備 考	

- 注 1 この開示請求に係る開示決定等については、移送を受けた実施機関が行います。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

（号外九）

別記様式第9号(第12条関係)

保有個人情報の開示に係る意見照会書

年 月 日

様

香川県警察本部長 印

年 月 日付けであなた(貴)に関する情報が含まれている保有個人情報についての開示請求がありましたので、香川県個人情報保護条例第24条第1項の規定により通知します。

つきましては、当該保有個人情報を開示することについて御意見がありましたら、別紙「保有個人情報の開示に係る意見書」を提出期限までに提出してください。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
開示請求に係る保有個人情報に含まれているあなたに関する情報の内容	
意見書の提出期限	年 月 日 ()
意見書の提出先(事務担当課等)	電話番号 () —
備 考	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

保有個人情報の開示に係る意見照会書

年 月 日

様

香川県警察本部長 印

年 月 日付けであなた（貴 ）に関する情報が含まれている保有個人情報についての開示請求がありましたので、香川県個人情報保護条例第24条第2項の規定により通知します。

つきましては、当該保有個人情報を開示することについて御意見がありましたら、別紙「保有個人情報の開示に係る意見書」を提出期限までに提出してください。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
開示請求に係る保有個人情報に含まれているあなたに関する情報の内容	
香川県個人情報保護条例第24条第2項第1号又は第2号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由	香川県個人情報保護条例第24条第2項第 号適用 (理由)
意見書の提出期限	年 月 日 ()
意見書の提出先 (事務担当課等)	電話番号 () —
備 考	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

別記様式第11号 (第12条関係)

保有個人情報の開示に係る意見書

年 月 日

香川県警察本部長 殿

住 所
(〒)

ふりがな
氏 名

〔 団体にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号 () —

年 月 日付けで照会のあつたこのことについて、次のとおり回答します。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
保有個人情報の開示に対する意見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報の開示について反対しない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報の開示について反対する。
保有個人情報の開示に反対する部分及びその具体的理由	1 保有個人情報の開示により支障がある部分 2 保有個人情報の開示により支障がある理由

- 注 1 「保有個人情報の開示に対する意見」欄は、該当する□に「√」を記入してください。
2 「保有個人情報の開示に反対する部分及びその具体的理由」欄は、保有個人情報の開示に反対する場合に記入してください。
3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

保有個人情報開示通知書

年 月 日

様

香川県警察本部長 印

年 月 日付けで照会しましたあなた（貴 ）に関する情報が含まれてい
る保有個人情報については、次のとおり開示（一部開示）することと決定しましたので、香川県個人情
報保護条例第24条第3項（第43条において準用する第24条第3項）の規定により通知します。

開示する保有個人情報の内 容	
開示する保有個人情報に含 まれているあなたに関する 情報の内容	
開 示 を 実 施 す る 日	年 月 日 ()
開示を決定した処分の日等	年 月 日付け 第 号
開示することとした理由	
事 務 担 当 課 等	電話番号 () —
備 考	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

別記様式第13号 (第16条関係)

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

香川県警察本部長 殿

請求者 住 所
(〒)ふりがな
氏 名

電話番号 () —

年 月 日付けで開示を受けた保有個人情報について、香川県個人情報保護条例第28条の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正 (追加・削除) を請求します。

訂正請求に係る保有個人情報の内容			
訂正を求める趣旨及び理由			
保有個人情報の本人以外の者が訂正を請求する場合	請求者の区分	<input type="checkbox"/> 未成年者の法定代理人 <input type="checkbox"/> 成年被後見人の法定代理人 <input type="checkbox"/> 死亡した者の配偶者又は2親等内の血族 <input type="checkbox"/> 死亡した者の3親等内の親族 (配偶者及び2親等内の血族を除く。)	
	保有個人情報の本人の氏名及び住所	氏 名	
		住 所	
備 考			

※事務担当課等			
※請求者の確認		<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他 ()	
※法定代理人又は遺族の確認		<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> その他 ()	
※本人の生年月日又は死亡年月日		年 月 日 (出生・死亡)	
※受付年月日		年 月 日	

- 注 1 「訂正請求に係る保有個人情報の内容」欄は、訂正請求に係る保有個人情報を特定することができるように記入してください。
- 2 については、該当するものに「✓」を記入してください。
- 3 本人が訂正を請求する場合は、自己が請求者であることを証明する書類 (運転免許証、旅券等) を提出し、又は提示してください。
- 4 法定代理人又は遺族が訂正を請求する場合は、法定代理人又は遺族に係る注3の書類に加え、法定代理人又は遺族であることを証明する書類 (戸籍謄本等) を提出し、又は提示してください。
- 5 請求書を提出する際には、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する資料を提出し、又は提示してください。
- 6 記載に不備があるときは、香川県個人情報保護条例第29条第3項において準用する第15条第3項の規定により補正を求めることがあります。
- 7 ※欄は、記入しないでください。
- 8 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

保有個人情報訂正決定通知書

年 月 日

様

香川県警察本部長 印

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、次のとおり訂正をすることと決定しましたので、香川県個人情報保護条例第31条第1項の規定により通知します。

平成十八年三月二十八日

訂正をする保有個人情報の内容	
訂正をする具体的内容	
事務担当課等	電話番号（ ） —
備考	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

(号外九)

別記様式第15号 (第17条関係)

保有個人情報不訂正決定通知書

年 月 日

様

香川県警察本部長 印

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、次のとおり訂正をしないことと決定しましたので、香川県個人情報保護条例第31条第2項の規定により通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の内容	
訂正をしない理由	
事務担当課等	電話番号 () —
備考	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

保有個人情報訂正決定等期間延長通知書

年 月 日

様

香川県警察本部長 印

年 月 日付けの保有個人情報の訂正請求については、次のとおり訂正決定等の期間を延長しましたので、香川県個人情報保護条例第32条第2項の規定により通知します。

平成十八年三月二十八日

訂正請求に係る保有個人情報の内容	
決定期間の満了日	年 月 日 ()
延長後の決定期間の満了日	年 月 日 ()
延長の理由	
事務担当課等	電話番号 () —
備考	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

(号外九)

別記様式第17号（第19条関係）

保有個人情報訂正決定等期間特例延長通知書

年 月 日

様

香川県警察本部長 印

年 月 日付けの保有個人情報の訂正請求については、香川県個人情報保護条例第33条の規定を適用し、次のとおり訂正決定等の期間を延長しましたので、同条の規定により通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の内容	
決定期間の満了日	年 月 日 ()
香川県個人情報保護条例第33条の規定を適用する理由	
保有個人情報について訂正決定等をする期限	年 月 日 ()
事務担当課等	電話番号 () —
備考	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

保有個人情報訂正請求事案移送通知書

年 月 日

様

香川県警察本部長 印

年 月 日付けの保有個人情報の訂正請求については、次のとおり事案を移送しましたので、香川県個人情報保護条例第34条第1項の規定により通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の内容	
移送した実施機関における事務担当課等	
移送を受けた実施機関における事務担当課等	電話番号（ ） —
移 送 し た 日	年 月 日（ ）
移 送 し た 理 由	
備 考	

- 注 1 この訂正請求に係る訂正決定等については、移送を受けた実施機関が行います。
なお、移送を受けた実施機関が訂正決定をした場合は、移送した実施機関は、訂正の実施をします。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

別記様式第19号 (第21条関係)

保有個人情報訂正通知書

年 月 日

様

香川県警察本部長 印

年 月 日付け 第 号で提供した保有個人情報について、次の
とおり訂正の実施をしましたので、香川県個人情報保護条例第35条の規定により通知します。

訂正の実施をした保有個人情報の内容	
訂正の実施をした具体的内容	
訂正の実施をした日	年 月 日 ()
事務担当課等	電話番号 () —
備考	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

香川県警察本部長 殿

請求者 住 所
 (〒)
 ふりがな
 氏 名
 電話番号 () —

年 月 日付けで開示を受けた保有個人情報について、香川県個人情報保護条例第36条の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止（消去・提供の停止）を請求します。

利用停止請求に係る保有個人情報の内容			
利用停止を求める趣旨及び理由			
保有個人情報の本人以外の者が利用停止を請求する場合	請求者の区分	<input type="checkbox"/> 未成年者の法定代理人 <input type="checkbox"/> 成年被後見人の法定代理人 <input type="checkbox"/> 死亡した者の配偶者又は2親等内の血族 <input type="checkbox"/> 死亡した者の3親等内の親族（配偶者及び2親等内の血族を除く。）	
	保有個人情報の本人の氏名及び住所	氏 名	
		住 所	
備 考			

※事務担当課等	
※請求者の確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他 ()
※法定代理人又は遺族の確認	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> その他 ()
※本人の生年月日又は死亡年月日	年 月 日 (出生・死亡)
※受付年月日	年 月 日

- 注 1 「利用停止請求に係る保有個人情報の内容」欄は、利用停止請求に係る保有個人情報を特定することができるように記入してください。
- 2 「利用停止を求める趣旨及び理由」欄については、香川県個人情報保護条例第36条第1項各号に規定するいずれの規定に違反しているかがわかるようにできるだけ具体的に記入してください。
- 3 については、該当するものに「✓」を記入してください。
- 4 本人が利用停止を請求する場合は、自己が請求者であることを証明する書類（運転免許証、旅券等）を提出し、又は提示してください。
- 5 法定代理人又は遺族が利用停止を請求する場合は、法定代理人又は遺族に係る注4の書類に加え、法定代理人又は遺族であることを証明する書類（戸籍謄本等）を提出し、又は提示してください。
- 6 記載に不備があるときは、香川県個人情報保護条例第37条第2項において準用する第15条第3項の規定により補正を求めることがあります。
- 7 ※欄は、記入しないでください。
- 8 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

別記様式第21号 (第23条関係)

保有個人情報利用停止決定通知書

年 月 日

様

香川県警察本部長 印

年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、次のとおり利用停止をすることと決定しましたので、香川県個人情報保護条例第39条第1項の規定により通知します。

利用停止をする保有個人情報の内容	
利用停止をする具体的内容及び利用停止の手段	
事務担当課等	電話番号 () —
備考	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

保有個人情報利用不停止決定通知書

年 月 日

様

香川県警察本部長 印

年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、次のとおり利用停止をしないことと決定しましたので、香川県個人情報保護条例第39条第2項の規定により通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の内容	
利用停止をしない理由	
事務担当課等	電話番号（ ） —
備考	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

別記様式第23号（第24条関係）

保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書

年 月 日

様

香川県警察本部長 印

年 月 日付けの保有個人情報の利用停止請求については、次のとおり利用停止決定等の期間を延長しましたので、香川県個人情報保護条例第40条第2項の規定により通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の内容	
決定期間の満了日	年 月 日 ()
延長後の決定期間の満了日	年 月 日 ()
延長の理由	
事務担当課等	電話番号 () —
備考	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

保有個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書

年 月 日

様

香川県警察本部長 印

年 月 日付けの保有個人情報の利用停止請求については、香川県個人情報保護条例第41条の規定を適用し、次のとおり利用停止決定等の期間を延長しましたので、同条の規定により通知します。

平成十八年三月二十八日

利用停止請求に係る保有個人情報の内容	
決定期間の満了日	年 月 日 ()
香川県個人情報保護条例第41条の規定を適用する理由	
保有個人情報について利用停止決定等をする期限	年 月 日 ()
事務担当課等	電話番号 () —
備 考	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

(号外九)

●香川県警察本部告示第四号

香川県警察職員の職の設置に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十八年三月二十八日

香川県警察本部長 沖 田 芳 樹

香川県警察職員の職の設置に関する規程の一部を改正する規程

香川県警察職員の職の設置に関する規程（平成十二年香川県警察本部告示第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号を次のように改める。

一 管理官

第二条第一項中第二号から第五号までを削り、第六号を第二号とし、第七号を第三号とし、第八号を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 調査官

第二条第一項中第九号を第六号とし、第十号から第二十号までを三号ずつ繰り上げ、第二十一号を第十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

十九 上席専門官

第二条第一項中第二十二号及び第二十三号を削り、第二十四号を第二十号とし、第二十五号から第二十八号までを四号ずつ繰り上げ、第二十九号を第二十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十六 専門員

第二条第一項中第三十号及び第三十一号を削り、第三十二号を第二十七号とし、第三十三号を第二十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十九 係員

第二条第一項中第三十四号を第三十号とし、第三十五号を第三十一号とする。

第二条第二項中第七号を削り、第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 調査官

第二条第二項中第十三号を削り、第十二号を第十三号とし、第九号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第八号を第九号とし、同号の前に次の一号を加える。

八 上席専門官

第二条第二項第十四号を次のように改める。

十四 専門員

第二条第二項中第十八号を第十九号とし、第十七号を第十八号とし、第十六号の次に次の一号を加える。

十七 係員

第二条第三項第五号を次のように改める。

五 調査官

第二条第三項第九号を次のように改める。

九 上席専門官

第二条第三項第十四号を次のように改める。

十四 専門員

第二条第三項中第十五号を削り、第十六号を第十五号とし、第十七号を第十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

十七 係員

第三条第一項中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号から第八号までを二号ずつ繰り上げ、同条第二項の表中「主任主席主事」、「主任主席技師」及び「調理員」を削る。

附 則

この規程は、平成十八年四月一日から施行する。

●香川県警察本部告示第五号

香川県警察文書公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十八年三月二十八日

香川県警察本部長 沖 田 芳 樹

香川県警察文書公印規程の一部を改正する規程

香川県警察文書公印規程（平成十二年香川県警察本部告示第二十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「事項を」の下に「一般に」を加え、同条第二号中「単に」及び「広く」を削り、同条第五号中「法令」を「法令又は職務上の権限」に、「一定事項」を「一定の事項」に改める。

第七条第一項第一号中「香川県警察本部警務部企画課（以下「企画課」を「香川県警察本部警務部企画課文書室（以下「文書室」に改め、同項第二号及び第三号中「企画課」を「文書室」に改め、同項第四号の表香川県綾南警察署の項を次のように改める。

香川県高松西警察署

香西

第九条（見出しを含む。）中「公示方法」を「公示等の方法」に改める。

附 則

この規程は、平成十八年四月一日から施行する。

●香川県警察本部告示第六号

香川県警察公有財産管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十八年三月二十八日

香川県警察本部長 沖 田 芳 樹

香川県警察公有財産管理規程の一部を改正する規程

香川県警察公有財産管理規程（平成十二年香川県警察本部告示第九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表中「牟礼待機宿舍、」を削る。

別記様式第三号を次のように改める。

附 則

この規程は、平成十八年四月一日から施行する。

●香川県警察本部告示第七号

自動車の保管場所の確保等に関する法律実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十八年三月二十八日

香川県警察本部長 沖 田 芳 樹

自動車の保管場所の確保等に関する法律実施規程の一部を改正する規程

自動車の保管場所の確保等に関する法律実施規程（平成十二年香川県警察本部告示第六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「昭和三十七年法律第百四十五号」の下に「。以下「法」という。」を加え、「の手續その他これらの法令の実施に関し」を削る。

第一条の次に次の一条を加える。
（書類の提出先の特例）

第一条の二 法第六条第三項若しくは令第二条第一項の規定による申請又は法第七条第一項（法第十三条第四項において準用する場合を含む。以下同じ。）若しくは法第十三条第三項の規定による届出に係る書類及び施行規則第四条第一項の申請書は、当該自動車の保管場所（法第七条第一項の規定による届出の場合は、変更後の保管場所）の位置が別表の上欄に掲げる警察署の同表の中欄に掲げる交番又は駐在所の所管区にあるときは、同表の下欄に掲げる交番に提出することができる。

第四条中「施行規則第一条第一項の」を「令第二条第一項の規定による」に改める。

第五条中「第二条の」を「第二条第一項に規定する」に、「書面を交付した」を「自動車の保管場所の位置を管轄する」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、当該自動車の保管場所の位置が、別表の上欄に掲げる警察署の同表の中欄に掲げる交番又は駐在所の所管区にあるときは、当該申請書を同表の下欄に掲げる交番に提出することができる。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第一条の二、第五条関係）

警察署	交番又は駐在所	交番
香川県さぬき警察署	松尾駐在所 富田駐在所 神前駐在所 石田駐在所 多和駐在所 長尾交番 造田駐在所	長尾交番
香川県小豆警察署	大部駐在所 大鐸駐在所 北浦駐在所 土庄交番 四海駐在所 豊島駐在所 池田駐在所 三都駐在所	土庄交番
香川県丸亀警察署	豊原駐在所 多度津交番 四箇駐在所 白方駐在所 高見駐在所	多度津交番

附 則

この規程は、平成十八年三月二十八日から施行する。

●香川県警察本部告示第八号

香川県個人情報保護条例（平成十六年香川県条例第五十七号）第二十七条第一項の規定に基づき、口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報等を次のように定め、平成十八年四月一日以後に実施する試験から適用する。

平成十八年三月二十八日

香川県警察本部長 沖 田 芳 樹

口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報	開示する内容	口頭により開示請求を行うことができる	口頭により開示請求を行うことができる
試験等の名称	学科試験の得点	合格発表の日	場所
警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習の修了考査	学科試験の得点	合格発表の日から一月間	香川県警察本部生活安全企画課
警備業法第二十二條第二項第二号に規定する警備指導教育責任者講習の課程を修了した者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者としての認定の考査	学科試験の得点	合格発表の日から一月間	香川県警察本部生活安全企画課

警備業法第二十三条第一項に規定する警備員又は警備員になろうとする者に対する検定	学科試験及び実技試験の得点	合格発表の日から一月間	香川県警察本部生活安全全部生活安全企画課
銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五条の第三一項に規定する猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者に対する講習会の修了考査	学科試験の得点	合格発表の日から一月間	香川県警察本部生活安全全部生活環境課
道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第五十一条の十三第一項第一号イに規定する放置車両の確認等に関する技能及び知識に關して行う講習（以下「駐車監視員資格者講習」という。次項において同じ。）の修了考査	学科試験の得点	合格発表の日から一月間	香川県警察本部交通部交通指導課
道路交通法第五十一条の十三第一項第一号ロに規定する駐車監視員資格者講習の課程を修了した者と同等以上の技能及び知識を有すると認める者としての認定の審査	学科試験の得点（不合格者に係るものに限る。）	合格発表の日から一月間	香川県警察本部交通部運輸免許課
道路交通法第九十九条の二第四項第一号イに規定する技能検定に関する技能及び知識に關して行う審査	審査細目別得点	審査最終日以後一週間を経過した日から一月間	香川県警察本部交通部運輸免許課
道路交通法第九十九条の三第四項第一号イに規定する自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に關して行う審査	審査細目別得点	審査最終日以後一週間を経過した日から一月間	香川県警察本部交通部運輸免許課

道路交通法第百条の二第一項に規定する基準該当初心運転者に対する再試験	学科再試験の得点（不合格者に係るものに限る。）	合格発表の日	香川県警察本部交通部運輸免許課
道路交通法第百八条の二第一項第三号に規定する免許の保留、免許の効力の停止又は六月を超えない範囲内の自動車等の運転の禁止を受けた者に対して行う講習の考査	学科試験の得点	合格発表の日から一月間	香川県警察本部交通部運輸免許課

●香川県警察本部告示第九号

香川県個人情報保護条例（平成十六年香川県条例第五十七号）第四条第二項に規定する実施機関が定める法人を次のとおり定め、平成十八年四月一日から施行する。

平成十八年三月二十八日

香川県警察本部長 沖 田 芳 樹

財団法人香川県暴力追放運動推進センター

●香川県警察本部告示第十号

平成十二年香川県警察本部告示第二十三号（香川県警察の公印）の一部を次のように改正し、平成十八年四月一日から施行する。

平成十八年三月二十八日

香川県警察本部長 沖 田 芳 樹

一のヌを次のように改める。

又 香川県高松西警察署長印

一のムを次のように改める。



△ 香川県高松西警察署印



平成十八年三月二十八日印刷発行

印刷発行所 香川 県 庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度72%再生紙を使用しています